3　規則第十五条第三項及び第四項の農林水産大臣の定める期日は、海面漁業地域調査及び内水面漁業調査にあっては平成三十年十二月六日、流通加工調査にあっては平成三十一年二月六日とする。

別表（第一条関係）

都道府県名	湖沼名
北海道	大沼　小沼　蓴菜沼　朱鞠内湖　パンケ沼　クッチャロ湖　網走湖　濤沸湖　藻琴湖　洞爺湖　火散布沼　塘路湖　阿寒湖　トーサムポロ沼
青森県	十和田湖　小川原湖　十三湖　市柳沼　田面木沼
秋田県	十和田湖　八郎湖
福島県	猪苗代湖　檜原湖　秋元湖　沼沢湖　田子倉湖
茨城県	霞ヶ浦　外浪逆浦　北浦　涸沼　牛久沼
栃木県	中禅寺湖
群馬県	城沼
千葉県	与田浦　印旛沼　手賀沼
神奈川県	芦ノ湖
新潟県	福島潟　鳥屋野潟
石川県	柴山潟　邑知潟
福井県	北潟湖　三方湖（水月湖、三方湖、菅湖及び久々子湖をいう。）
山梨県	山中湖　河口湖
長野県	諏訪湖　中綱湖　青木湖　木崎湖　野尻湖
滋賀県	琵琶湖　余呉湖
鳥取県	湖山池　東郷池
島根県	宍道湖　神西湖
岡山県	児島湖
熊本県	明治新田ダブ　郡築ダブ　昭和ダブ　大江湖ピンヤ

3　規則第十五条第三項の農林水産大臣の定める期日は、漁業管理組織調査、海面漁業地域調査及び内水面漁業調査にあっては平成二十五年十二月五日、流通加工調査にあっては平成二十六年二月五日とする。

別表（第三条関係）

都道府県名	湖沼名
北海道	大沼　小沼　蓴菜沼　朱鞠内湖　パンケ沼　クッチャロ湖　ポロ沼　能取湖　網走湖　濤沸湖　藻琴湖　洞爺湖　火散布沼　塘路湖　阿寒湖　トーサムポロ沼
青森県	十和田湖　小川原湖　十三湖　市柳沼　田面木沼
秋田県	十和田湖　八郎湖
福島県	猪苗代湖　檜原湖　秋元湖
茨城県	霞ヶ浦　外浪逆浦　北浦　涸沼　牛久沼
栃木県	中禅寺湖
群馬県	城沼
千葉県	与田浦　印旛沼　手賀沼
神奈川県	芦ノ湖
新潟県	福島潟　鳥屋野潟
石川県	柴山潟　邑知潟
福井県	北潟湖　三方湖（水月湖、三方湖、菅湖及び久々子湖をいう。）
山梨県	山中湖　河口湖
長野県	諏訪湖　中綱湖　青木湖　木崎湖　野尻湖
滋賀県	琵琶湖　余呉湖
鳥取県	湖山池　東郷池
島根県	宍道湖　神西湖
岡山県	児島湖
熊本県	明治新田ダブ　郡築ダブ　昭和ダブ　大江湖ピンヤ